

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		結城廃寺跡整備事業						予算事業名		結城廃寺跡整備事業費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律					
				10	05	06	21	政策経費							
総合計画体系		4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文						事業の区分	主要事業						
		4-4個性豊かな芸術文化の創造 (芸術・文化)							重点事業						
		②郷土の文化財の保存と活用						担当課係等	生涯学習課						
事業期間		継続 (平成13年度～令和 3年度)							文化係						
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
国指定を受けた史跡の公有化により、史跡を将来に向けて安定的に保存していく。史跡公園として整備し、本市の歴史教育や観光事業に寄与するとともに、市民の憩いの場として利用できる拠点施設を形成する。								貴重な遺物・遺構等の出土に伴い、国指定史跡に指定され、保存活用の検討を行った結果、公有化と併せ史跡公園として整備する方針のもと事業化が図られた。							
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】								【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】							
○史跡の維持・管理 ・史跡が整備されるまでの間、除草作業等の維持管理を行う。 ・公有化残置物件 (基礎等) の処分 ○史跡保存整備関係協議会への参加及び情報交換 ○保存活用計画及び整備基本計画の策定 ・保存整備委員会の開催 ・整備に係る国庫補助事業の採択に必須要件となる保存活用計画を令和2年度に、整備計画を3年度以降に策定する。 ○史跡整備の実施 (史跡公園整備等) ・計画の策定後、国庫補助金等の財源を活用し、計画的かつ段階的に整備を進める。								【事業をとりまく環境の変化】 平成29年度に国史跡として追加指定された 2 筆 (1913. 89㎡) の公有化を30年度に実施し、30年度をもって、公有化事業が完了した。今後、定期的に保存整備委員会を開催し、保存活用計画及び整備基本計画の策定を行う。							
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】							
○史跡の維持管理 ○整備基本計画策定 ○保存整備委員会開催(3回)				○史跡の維持管理 ○史跡整備に係る発掘調査の実施 ○整備基本計画策定 (継続) ○保存整備委員会開催(3回)				○史跡の維持管理 ○史跡整備に係る発掘調査の実施 ○保存整備委員会開催(3回)							

■事業費

		R01年度	R02年度			
財源内訳	国庫支出金	0	2,756			
	県支出金	0	0			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	2,346	5,063			
歳入計 (千円)		2,346	7,819			
歳出内訳	節 (番号 + 名称)	金額 (千円)	金額 (千円)			
	01 報酬	36	45			
	08 旅費	250	300			
	10 需用費	10	23			
	12 委託料	1,996	7,397			
	13 使用料及び賃借料	4	4			
	18 負担金補助及び交付金	50	50			
歳出計 (千円) (A)		2,346	7,819			
伸び率 (%)			233.29			
備考	総合計画125ページ 予算書184ページ					

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	保存整備委員会の開催	回	目標	3.00	3.00	3.00
	公有化を行ったのちに史跡公園として整備するにあたり、適切な保存活用計画及び整備基本計画の策定に向けて協議を行う。		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	保存活用計画の策定	件	目標	0.00	1.00	0.00
	保存整備委員会において、史跡を安定的に保存し、広く活用するための基本方針である「保存活用計画」の策定を行う。		実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	史跡を将来にわたり安定的に保存していくためには公有化は最も適切な方法であり、今後、史跡の活用を図るためには、史跡公園として整備・公開していくことが最も有効な方法である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政以外には実施できない事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現状の手段が計画策定事業では一般的であり、問題は見られない。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	現状の手段が計画策定事業では一般的であり、問題は見られない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	史跡を公有化し保存を図るとともに、史跡公園として整備し公開していくことは、本市のみならず、地域全体にとっても有益である。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	公有化は終了したが、整備開始まで、公有化した土地の維持管理にコストがかかる。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国史跡追加指定区域の公有化を実施し、完了した。今後、史跡を安定的に管理していくために保存活用計画の策定を実施していく。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
指定区域における公有化は、平成30年度をもって完了したが、史跡整備に着手するまで、公有化後の土地の維持管理の効率化が必要である。また、史跡整備を行う際に必須の保存活用計画及び整備基本計画が策定されていない状態であり、早急に策定する必要がある。また、史跡整備実施前には、公有地内の除却建築物の基礎部分及び調査内容が不明確な部分については、再度、発掘調査を実施し、これまでの発掘調査の成果を報告書としてまとめる必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
公有化した土地は、史跡公園として整備するため、保存整備委員会を開催し保存活用計画及び整備基本計画の策定に向けて協議を行っていく。なお、整備が完了するまで、史跡の維持管理をしながら有効活用を図る必要がある。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 史跡整備や、それに伴う土地の公有化には多額の費用を要するため、導入可能な補助事業を検討し、市財政の負担軽減を図る必要がある。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	